

税

**地震などの災害で
被害を受けた方へ**

地震などの災害で生活用資産などに損害を受けたときは、確定申告で雑損控除などの適用を受けられる場合があります。

対象となる資産は、納税者本人又は平成13年の所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する住宅、家財道具などの生活用資産などです。

次に、雑損控除額は次の算式で計算します。

損害金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額をAとすると、次の①又は②のいずれか多いほうの金額（損害額は時価で計算します。）

- ① Aから総所得金額などの10%を差引いた金額
- ② Aの金額のうち災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額

なお、損害額が資産の50%を超える場合には雑損控除

にかえて、災害減免法の適用を受けられる場合もあります。

お問合せ先

松山税務署

税務相談室

個人課税部門

☎ 941-9121

介護

**65歳になられた方の
介護保険と
医療保険について**

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料は、医療保険料と合わせて納めていただきますが、65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護保険料と医療保険料を別々に納めていただくことになります。

国民健康保険に加入している
方の場合

65歳になった月（1日生まれの方は前月分）からは第1号被保険者として介護保険料を納めていただきますが、国民健康保険では誕生日の前月分（1日生まれの方は前々

月分）までを国民健康保険税（介護分）として年9回に分けて納めていただきます。

介護サービスの利用について

第1号被保険者は、事前に要介護（要支援）認定を申請し、認定を受けたうえで、介護サービス計画に基づいてサービスを利用することができます。また、第2号被保険者は、初老期痴呆や脳血管疾患などの老化による病気が原因で要介護・要支援状態になったときに限り、認定を受けてサービスを利用することができます。

お問合せ先

役場介護保険課保険料係

☎ 985-4115

国民健康保険税（介護分）については

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

環境

**年末年始の
し尿くみ取り
依頼はお早めに**

年末年始は、し尿くみ取り

の依頼が多く、混雑が予想されますので、早めに依頼をお願いします。

依頼は直接、業者に連絡し、その時に、し尿くみ取りの予定日も確認してください。

瀬戸衛生社（簡井）

加納 崇恵

☎ 984-5134

第一衛生社（簡井）

加納 祥恵

☎ 984-1169

大塚衛生設備（宗意原）

大塚 サヨ子

☎ 984-1925

松前衛生社（北黒田）

永井 高司

☎ 984-7981

**年末年始の犬の
引き取りについて**

犬の引き取りは、12月25日（火）から1月6日（日）まで休みます。ご協力をお願いします。

なお、1月7日（月）からは平常どおり行います。

お問合せ先

役場保健環境課生活環境係

☎ 985-4117

下水道

**松前町下水道排水設備
指定工事店募集**

排水設備の工事は町長が指定した工事業者（指定工事店）でなければ行うことができません。指定を受けられる方は、次の要領で所定の申請書を期間内に提出してください。

受付期間

12月17日（月）～
平成14年3月20日（水）

（執務時間中）

受付場所 下水道課

※申請書は、下水道課にあります。

お問合せ先

役場下水道課業務係

☎ 985-4126

**10月の松前町1世帯
あたりのごみ排出量**

可燃物	かん類・びん類・ペットボトル	その他不燃物	大型ごみ
64kg	4kg	13kg	38kg

（10月末現在 11,503世帯 31,319人）